

【C社】

Q1 案件仕様書 P1「カ 事業者は、設備等に異常もしくは故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う」について、これは工事期間中のことでよいでしょうか？それとも運転期間中(20年間)のことでしょうか？

A1 本事業は太陽光発電設備の設置と運転後の維持管理に関して提案をいただくこととしております。工事期間中に限らず、運転開始後においても、設備等に異常又は故障が生じ電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに修理等を実施し機能回復を図るものとします。なお、保守管理に係る契約は別途契約となりますが、保守管理に関する提案は本プロポポーザルとなります。

Q2 案件仕様書 P2「オ 事業実施中に、設備等を起因とする不具合が生じた場合には、事業者は原因究明に協力するとともに、事業者負担により速やかに復旧すること」について、これは工事期間中のことでしょうか？それとも運転期間中(20年間)のことでしょうか？

A2 本件は、事業実施中（工事期間及び運転期間を含む）を対象とします。設備等に起因する不具合については、事業者の責任と負担により対応するものとしています。

Q3 案件仕様書 P4「イ 発電設備が故障した場合は、直ちに当該施設管理者又は電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理すること」について、これは工事期間中のことでしょうか？それとも運転期間中(20年間)のことでしょうか？

A3 本件は、運転開始後を想定しています。ただし、工事期間中に故障等が生じた場合も事業者の責任において対応するものとします。

Q4 案件仕様書 P4「エ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として発電設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと」について、これは工事期間中のことでしょうか？それとも運転期間中(20年間)のことでしょうか？

A4 本件は、運転期間中を想定していますが、工事期間中に災害が発生した場合も、事業者の責任において対応するものとします。

Q5 案件仕様書 P7 単線結線図は最新でしょうか？ P5 別紙 2 に記載の「R7 年 10 月からし尿処理場の電力はクリンクルセンターから供給」は反映されているでしょうか？

A5 し尿処理場への単線結線図は作成しておりません。し尿処理場への電力は「※ 3 高速堆肥化処理施設用」を経由して供給しております。参考資料として高速堆肥化処理施設の単線結線図を提供しますが、同施設は令和元年度で運転終了しており、その受電設備の余力を活用し供給しています。工事実施にあたっては事業者において現地確認をお願いします。

Q6 案件仕様書 P1 「クリンクルセンター太陽光発電設備導入事業に関する公募型プロポーザル実施にあたっての仕様書」における事業内容は、「2 (1)」に記載の内容と判断しますが、今回の公募における対象事業範囲は、「太陽光発電設備を導入するための設計・工事」と考えてよいのでしょうか？ それとも、設備導入後の「運営・保守」も対象事業に含まれているのでしょうか？

A6 設計・工事（設置に係る上限金額）に関しては 2 億 2 千万円を上限としています。運営・保守については別途契約となりますが、プロポーザル提案としては設計・工事から運営・保守を含みます。

Q7 案件仕様書 P4 「電気事業法に基づき選任する設備等に係る電気主任技術者については、施設の電気主任技術者と同一とすること。」とありますが、5 項は「設備等工事の条件」の項ですので、ここに記載の電気主任技術者は、工事における電気主任技術者と考えてよいのでしょうか？ 或いは、運営・保守における電気主任技術者でしょうか？

A7 本記載は、運転開始後の維持管理段階における電気主任技術者を指します。

Q8 案件仕様書 別紙 2 「リスクの種類：共通/事業の中止延期」において、「リスクの内容：市が実施する改修工事等による一時的な運転停止（※ 1）」がありますが、この場合、『事業者が負担』するのでしょうか？ また、「※ 1：3. 設備等工事前の調査及び手続 (4) ウを参照」とありますが、この内容と「市が実施する改修工事等」との関係が理解できませんでした。「3. 設備等工事前の調査及び手続 (4) ウ」との関係をもう少しご説明いただくことはできないのでしょうか？

A8 ①「市が実施する改修工事等による一時的な運転停止」の負担について→ こちらは事業実施中（工事期間中及び運転期間を含む）のクリンクルセンターの定期整備や改修工事を指しており、プラント側の都合で一時停止するケースとしており、この場合のリスクは事業者負担としています。

②「3. (4)ウ」との関係についてですが、クリンクルセンターで予定しているプラント関係の電気設備の改修工事を指しております。

Q9 プロポーザル実施要領 P2,P11 4.(4)に、「本プロポーザルは、令和8年度予算の成立を前提とした年度開始前の準備行為として実施するものである。このため、当該予算が市議会において議決されなかった場合は、本プロポーザルの最優秀者（受注候補者）の選定は無効とし、市は契約を締結しないものとする。」とあります。また、17(11)に、「本事業については、北海道の新エネルギー設備導入支援事業費補助金及び脱炭素化推進事業債の活用を前提に提案を行い、当該補助金等の補助要件を全て満たすこと。」とあります。本プロポーザルの最優秀者の選定が無効となる条件は『市議会で議決されなかった場合』であり、補助金採択の有無についての条件は”なし”という認識で良いでしょうか？

A9 お見込みのとおりです。

- ・市議会が予算が議決されない場合 → 無効
- ・予算は成立するが、補助金が採択されない場合 → 有効

Q10 プロポーザル実施要領 P8 14(4)ア(オ)「自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）」として、「単価は事業期間中一定とし提案すること。単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。」とありますが、クリニックセンターの現在の電気料金契約内容をご教示いただくことは可能でしょうか？

A10 現在の電気契約内容については、別添のとおりです。

Q11 プロポーザル実施要領 P8 14(4)イ(エ)・(カ)・(ケ)・「(エ) 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制」とありますが、“運転期間=20年間における提案”を行うことで良いでしょうか？ 或いは、「事業実施体制」の項ですので、“工事期間における維持管理・メンテナンス等の計画”でしょうか？

- ・「(カ) 工事費、運転管理、維持管理のための費用に関する見積書」とありますが、“工事期間中における工事費、運転管理、維持管理”と考えて良いでしょうか？
- ・「(ケ) 事業実施に関する保証：設備の導入、運転期間中において設定する全ての保証内容」とありますが、ここに記載の「運転期間」とは“工事期間”でしょうか？ 或いは、“運転期間=20年間”でしょうか？

A11 ①「運転期間における維持管理計画」→ 運転期間の提案としています。

②「工事費、運転管理、維持管理のための費用」→ 設置工事費と運転期間中の維持費として提案してください。

③「運転期間中において設定する保証内容」→ 運転期間を想定した保証内容を提案してください。

Q12 プロポーザル実施要領 P9 15(1)カ「プレゼンテーション及びヒアリング審査の説明者は、4名以内とする。」とありますが、「7 失格要件(4)」に「プレゼンテーション及びヒアリング時に、参加意向申出書等の提出者の担当者以外の者が出席した場合」との記載があります。従って、「プレゼンテーション及びヒアリング審査の説明者」として4名参加させていただきたい場合は、「参加意向申出書」の担当者の欄に4名の名前を記載する必要がありますでしょうか？

A12 参加意向申出書に記載いただく「担当者」は、第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)に出席いただくことを想定しています。説明者は4名以内ですが参加意向申出書の担当者欄に4名全員を記載する必要はありません。なお、当日やむを得ない事情により、参加意向申出書に記載された担当者が欠席する場合は、事前に市へご連絡ください。